暴追センターだより

2023.1
61

# 暴追ながさき

（シンボルマーク）

公益財団法人 長崎県暴力追放運動推進センター

# 新年のごあいさつ

公益財団法人
長崎県暴力追放運動推進センター
理事長　宮脇雅俊

明けましておめでとうございます。

みなさまにおかれましては、ご家族共々すばらしい新年をお迎えのこととお慶び申しあげます。

また、昨年中は、暴力追放運動等の事業にご支援とご協力をいただき、厚くお礼申しあげますとともに、厳しい経済情勢下にもかかわりませず、暴追センターの事業活動を支えていただいている賛助会員のみなさまに対しまして、心より感謝を申しあげます。

さて、最近の暴力団の情勢につきましては、その勢力は全国的にも県内におきましても年々減少の一途を辿っていると聞き及んでおります。

しかし、一時期は落ち着きを見せているかに思えた、六代目山口組の分裂以来続いた凶悪な抗争事件が再燃するなど、予断を許さない状況は続いています。

一方、長崎県内を見ますと、令和４年９月23日に西九州新幹線が開通し新幹線の乗り入れが始まり、新駅を中心とした駅周辺の大型建設工事も続いており、「100年に一度の変革の時」とも言われるように、将来に向けたまちづくりが行われています。

加えて、コロナ禍における経済対策として各種の施策が行われ、観光客を初めとして多くの人の出入りが予想されます。

反面、このように大きな資金が動き、人の往来が盛んとなり、経済が活性化することにより暴力団による資金源活動も活発となっていくのではないかと懸念されるところでもあります。

暴力団による資金獲得の動きを封じ、安全で安心できる長崎県を目指すためには、警察、弁護士会、暴追センター、行政機関は勿論、地域や職域が一体となり、社会全体が暴力団排除という同じ目標に向かって、「暴力団を恐れない。暴力団を利用しない。暴力団に金を出さない。暴力団と交際しない。」という暴力団追放三ない運動プラス１を継続的に展開することが重要だと考えております。

暴追センターといたしましても、引き続き、関係機関や地域、職域などの暴排組織の皆様と連携をとりながら、暴力団排除活動を推進していきたいと思っておりますので、ご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、みなさまのご多幸、ご活躍を祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

# ごあいさつ

長崎県警察本部
警務部首席参事官兼生活安全部付兼刑事部付
平井隆史

新年明けましておめでとうございます。

皆さまには、御家族共々すばらしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

長崎県暴力追放運動推進センターをはじめ、県民の皆さまには、日頃から警察行政全般に対しまして、深甚なる御理解と御協力をいただいておりますことに、心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、近年は、暴力団対策法による取締りの強化や暴力団排除条例の施行、各業界における暴力団排除活動の進展により、資金獲得活動が困難となって、暴力団からの構成員の離脱が進み、構成員は減少しているところであります。

しかし、暴力団は、組織活動を隠蔽、潜在化させながら市民生活に入り込み資金を獲得するなどして、組織の存続、拡大を図っていることも事実であります。

また、皆様もご存じのように、平成27年８月、国内最大の指定暴力団「六代目山口組」が内部分裂し、離脱した組織が「神戸山口組」を旗揚げし、分裂以降、両団体の間では、拳銃を使用した殺人事件等が相次いで発生するなど、対立抗争が激化し、地域社会に大きな不安を与えております。

こうした状況を受け、令和２年１月以降、関係府県の公安委員会が、暴力団対策法に基づき、両団体を「特定抗争指定暴力団等」に指定して、９府県16市町を警戒区域に定めると共に、全国警察を挙げて、取締りを強化し、対立抗争に伴う県民への危害防止に努めています。

その一方で、暴力団壊滅のためには、構成員を一人でも多く暴力団から離脱、就労させて、社会復帰を促すことも重要だと考えております。

この離脱・就労支援は警察だけで成し得ることではなく、暴追センター、弁護士等関係各機関と県民の皆様の御理解と御協力が不可欠であり、官民一体となって取り組んでいるところであります。

このように暴力団に対する取締りと離脱就労支援などの各種施策を行っておりますが、さらなる暴力団排除活動を推進していくには、暴追センターを始めとする関係機関・団体、そして県民の皆様のお力を必要としておりますので、今後とも暴排活動に対する御理解と御支援をよろしくお願いいたします。

最後になりましたが、暴追センターのますますの御発展と暴力団排除に携わっておられる皆さま方の御健勝と御多幸を祈念して新年の御挨拶とさせていただきます。

# 暴力追放功労団体・功労者表彰

## ～ 受賞おめでとうございます ～

県民の暴排意識の高揚を図るため、佐世保市において開催予定でありました「安全・安心まちづくり長崎県大会」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、長崎県表彰については、令和４年10月11日に長崎県警察本部で実施されました「令和４年地域安全・暴力追放運動功労表彰式」において行われ、九州ブロックの個人及び団体表彰については、それぞれ別の機会に受賞者へ伝達されました。

### 長崎県表彰

**南島原市暴力追放運動推進協議会**
**（会長　松本 政博）様**
**会長に代わり表彰を受けられた**
**南島原市前副市長　山口 周一 様**

### 九州ブロック表彰（伝達）

#### 個人の部

**開　徹也　様**
（大村市暴力追放運動推進協議会会長）
～大村警察署において伝達～

#### 団体の部

**雲仙市暴力追放運動推進協議会**
**（会長　金澤 秀三郎）　様**
～雲仙市役所において伝達～

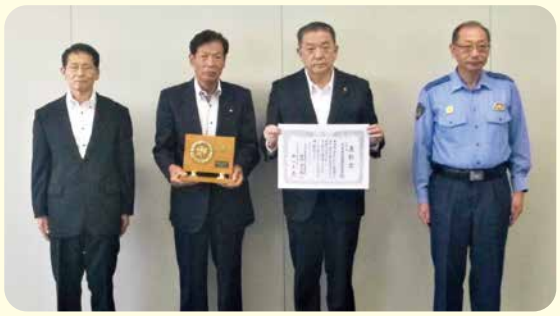

**長崎県内新幹線工事からの暴力団等排除対策協議会**
**（会長　佐藤 一義）　様**
～長崎県警察本部において伝達～

### 令和４年全国地域安全週間に伴う防犯ポスター・標語審査（標語の部表彰）
### 全防連課題～暴力団への加入阻止

| | | | |
|---|---|---|---|
| 最優秀 | 「暴力団 絶対入るな 関わるな」 | 長崎県立平戸高等学校 | 松尾 柚香 様 |
| 優　秀 | 「暴力団 入らず信じず 関わらず」 | 島原市立第二中学校 | 納富 穂花 様 |
| 優　秀 | 「考えて 自分の未来 地域の未来」 | 雲仙市立小浜中学校 | 関　愛夏 様 |
| 佳　作 | 「断われる あなたの方が かっこいい」 | 雲仙市立小浜中学校 | 鈴木 健心 様 |

# 中止命令・再発防止命令

暴力団対策法は、暴力団の暴力的要求行為などの禁止行為を定めていますが、これらの行為を中止させ、又は繰り返させないために中止命令及び再発防止命令の規定を設けています。

また、この命令に違反した場合に罰則が科せられることになります。

**長崎県内の中止命令等発出状況**
**（過去10年の推移）**

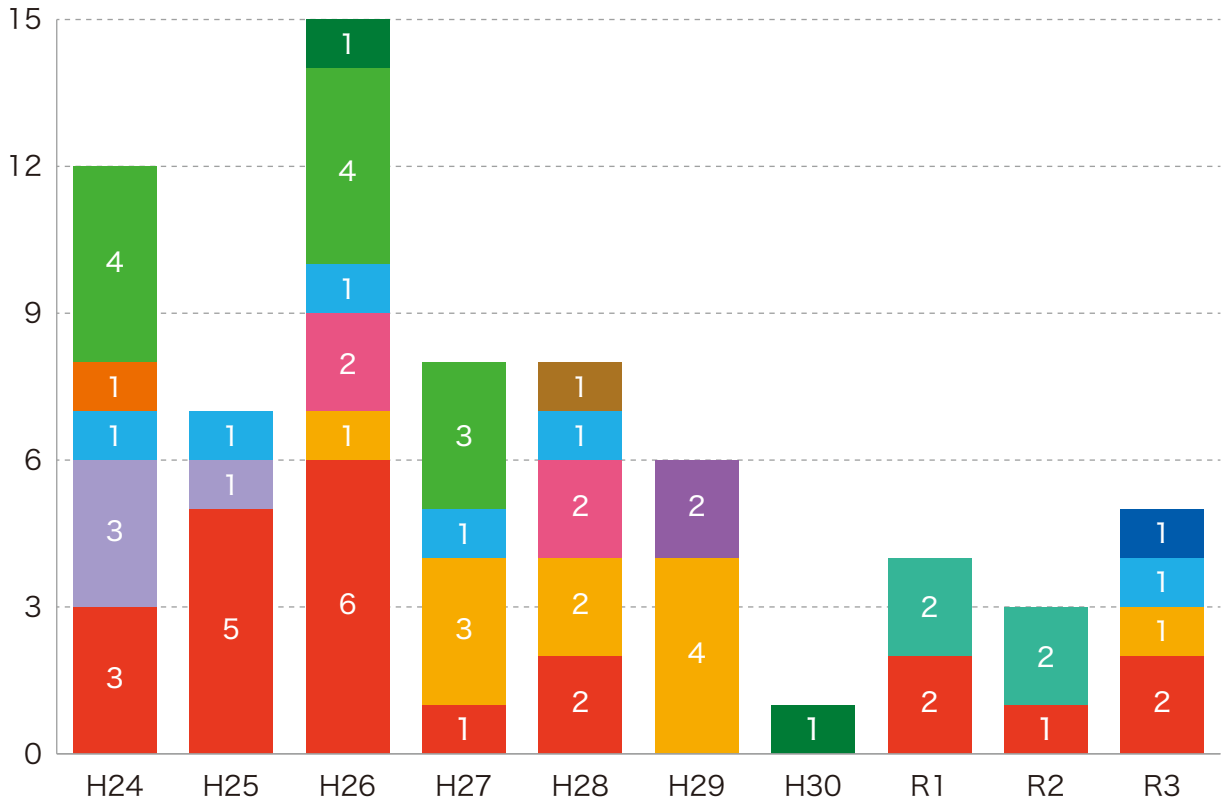


- ９条２号…… 寄付金や賛助金等を要求する行為
- ９条４号…… みかじめ料を要求する行為
- ９条５号…… 用心棒料等を要求する行為
- ９条６号…… 利息制限法に違反する高金利で債権を取り立てる行為
- ９条７号…… 不当な方法で債権を取り立てる行為
- 10条２項 …… 暴力団の暴力的要求行為を現場で助勢する行為
- 12条の３ …… 準暴力的要求行為を要求する行為
- 15条１項 …… 対立抗争に関し暴力団事務所使用制限命令に違反する行為
- 16条1･2項 …… 暴力団への加入を強要し又は脱退を妨害する行為
- 20条…… 指詰めを強要する行為
- 30条の５ …… 対立抗争の実行者を賞揚等する行為
- 30条の６ …… 縄張り内で債権取立等をする行為

# 各地区暴力追放運動推進センターの活動紹介

県内各地区の暴追協議会は県警等と連携し、日々暴排運動に取り組んでいます。

浦上地区

年末暴排キャンペーン

島原地区

ガマダス花火大会暴排パレード

雲仙地区

暴排キャンペーン

南島原地区

暴排等キャンペーン

川棚地区

桜陶祭暴排キャンペーン

県北地区合同

Yosakoiさせぼ祭り暴排キャンペーン

早岐地区

早岐茶市暴排キャンペーン

江迎地区

蔵開き暴排キャンペーン

# 暴追センターの活動状況 7～12月

| | | |
|---|---|---|
| 7月 | 5日 | 令和４年度長崎県損保警察情報連絡協議会における講話 |
| | 6日 | 不当要求行為防止責任者講習（県北・江迎地区）の開催 ほか18回実施 |
| | 20日 | 令和４年度西海市暴力追放運動推進協議会総会における講話 |
| | 26日 | 長崎警察署防犯広報ＣＤ「日々是好日」の贈呈式への出席 |
| 8月 | 2日 | 少年指導委員研修会における講話 |
| 9月 | 14日 | 暴力追放公共企業等長崎地区協議会連絡会への出席 |
| | 15日 | 長崎県内新幹線工事からの暴力団等排除対策協議会総会への出席 |
| | 20日 | 長崎刑務所における暴力団離脱指導に係る講話 |
| 10月 | 11日 | 令和４年地域安全、暴力追放運動功労表彰式の開催 |
| | 17日 | 長崎企業等安全対策懇話会定例会への参加 |
| 11月 | 29日 | 第25回長崎県銀行警察連絡協議会運営委員会への出席 |
| 12月 | 3日 | 大相撲長崎巡業における暴排キャンペーンの実施 |
| | 19日 | (株)大林組協力企業等に対する暴排講話 |

長崎企業等安全対策懇話会定例会の模様

不当要求行為防止責任者講習の模様

大相撲長崎巡業における暴排キャンペーンの模様

# 賛助会員の募集

長崎県暴力追放運動推進センターは、民間における暴力追放運動の推進母体で、暴力団員による不当な行為を防止して「安全で住みよい長崎県」づくりを目指して活動を行っています。

暴力追放活動の目的にご賛同いただき、暴追センター事業の推進を支援する賛助会員を募集しています。

当センターは、特定公益増進法人の認定を受けていますので、ご賛同いただく方々には　税制上の優遇措置（免除）が認められています。

また、賛助会員には

- 「暴追会員之証」の交付
- 名刺への賛助会員の表示
- 暴追センター発行の広報紙、或いは各種資料のタイムリーな提供

などの特典があります。

## 暴力団追放三ない運動 プラスワン +1

- 暴力団を 恐れない！
- 暴力団を 利用しない！
- 暴力団に 金を出さない！
- ＋暴力団と 交際しない！


公益財団法人
**長崎県暴力追放運動推進センター**
所在地／長崎市万才町5番24号　ヒルサイド5ビル4F

電話 095-825-0893
FAX 095-825-0841

相談メールアドレス
info@boutsui-nagasaki.or.jp
ホームページ
https://www.boutsui-nagasaki.or.jp


◎暴力団等のことでお困りの方は、まず相談を
**無料・秘密厳守**

発行と印刷
●発行　令和５年１月
（公財）長崎県暴力追放運動推進センター
●印刷　長崎市弥生町８番30号　☎095-821-2341
株式会社 岩永印刷所